

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○	騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）（抄）	1
○ ○	振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）（抄）	2

○ 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限り、及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限り、）</p> <p>三〇一 （略）</p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限り、）</p> <p>三〇一 （略）</p>

○ 振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条、第三条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三〇十 （略）</p>	<p>別表第一（第一条、第三条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三〇十 （略）</p>